

# 書類の提出にあたって

別紙 1

様式第11-1号

## 水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

関東農政局長 殿

令和4年 月 日

両面の内容を確認の上  
押印願います。

報告(誓約)者 住所 宇都宮市旭1丁目1番5号

氏名 再生 協太郎

代表者



交付申請者管理コード

09201000000099999

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第713号)農林水産事務次官依命通知)IVの第2の4の( )  
分かる書類を提出します。

電話でお問合せの際は、お名前と合わせて  
管理コードの下5桁をお教えてください。  
※ この例では「99999」

### 1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の6月30日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

(注1) 交付申請している対象作物名の口に✓(チェック)を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の口に✓(チェック)を付けてください。

(注2) 畑作物の直接支払交付金(数量払)に交付申請した方で、同交付金(数量払)の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する(提出した)方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の口に✓(チェック)を付けてください(本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。)

(注3) 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売(直売所等での販売)実績報告書」(参考様式3)を作成して提出してください。

1

営農計画書等を基に  
チェック (☑) 済みです。  
漏れがないか確認下さい。

野菜等で複数回販売している場合は  
1 回分の伝票等の写しで対応可能です。

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
<input checked="" type="checkbox"/> 麦	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 大豆	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> とうもろこし	
<input checked="" type="checkbox"/> 飼料	
<input type="checkbox"/> WCS	
<input type="checkbox"/> 加工	
<input type="checkbox"/> 新市場 (産地)	
<input type="checkbox"/> 飼料作物	<input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input checked="" type="checkbox"/> 地域振興作物 (産地交付金及び水田農業高収益化推進助成)	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出

2

左側「対象作物名」にチェック (☑) が付く項目に対して  
該当する提出方法にチェック (☑) を付けてください。  
契約書や伝票の写し等を提出済みの場合は「今回提出」を選択。

㊦ 麦, 大豆, そば, なたね

- ・ J A 出荷の場合は「今回提出」を選択。  
※ J A 出荷分については写しの提出を省略できます。
- ・ 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ) の申請者は  
「畑作物の直接支払交付金で提出」を選択。

㊧ 飼料作物

- ・ 利用供給協定書, 自家利用計画書を提出済みの場合は  
「今回提出」を選択。

㊨ 地域振興作物

- ・ 該当する提出方法のすべてを選択。
- ・ 麦, 大豆, そば, 飼料用米, 加工用米, 新市場開拓米が  
J A 出荷の場合は「今回提出」を選択。  
※ J A 出荷分については写しの提出を省略できます。

地域振興作物とは水田に作付される以下の販売用作物です。

○ 麦・大豆・米粉用米・飼料用米・WCS用稲・飼料作物  
加工用米 (二毛作)・新市場開拓米・そば・なたね

※ 作物によっては団地化等の要件がありますが  
要件を満たすか否かは確認中のため, 計画書上の作付があれば  
「該当の可能性あり」としてチェック (☑) が付いています。

○ 露地野菜

※ 認定農業者・認定新規就農者・集落営農が水田に作付する  
以下の販売用の露地野菜に限る。

加工用トマト・なす・ねぎ・たまねぎ・レタス・さといも  
ほうれんそう・ばれいしょ・はくさい・だいこん  
スイートコーン・うど・えだまめ・キャベツ・ブロッコリー  
にんじん・かんしょ・ズッキーニ

場